

豊田ラグビースクール 規約

	改訂履歴	内容
①	2022年3月	保護者会費廃止により年会費の変更
②	2022年3月	選手登録について追記

第1条

(名称と所在地)

本スクールは、豊田ラグビースクール（以下本スクール）と称し、所在は、（財）豊田市体育協会に所属し事務局は、代表者指定の場所におく。

(後援：豊田市教育委員会、豊田市スポーツ協会、愛知県ラグビーフットボール協会)

第2条

(発足)

本スクールは、1977年トヨタ自動車ラグビー部OBのラグビーをこよなく愛する先輩により発足され、ラグビー部OBとラグビー愛好家を指導員とする。

(目的)

本スクールは、ラグビーを通して

1. あいさつができ、元気に走れるようになろう！
 2. 大人の話をしっかり聞けるようになろう！
 3. 多くの友達ができるようになろう！
- をモットーに明日のラグーマン、ウーマンを育むことを目的とする。

第3条

(入校資格)

豊田ラグビースクールへの入校資格は、本スクールの目的に賛同する者。(幼児～中学生)

第4条

(入校手続き)

本スクールに入校を希望する者は、規定の入校申込書に記入し、事務局に提出する事。

②(選手登録)

他チームとの重複登録は可能。但し公式戦及びそれに準ずる大会、試合は正登録チームでの出場となります。

第5条

(年会費)

入校者は、入校時に年会費を事務局に支払う。

4月～9月入校：40,000円 ①12,000円

10月～12月入校：5,000円 ①6,000円

本入校までに体験入校期間を設けるが、その際は、無料。

(退校)

一旦、納入した年会費は、原則として返還されない。

第6条

(練習日及び時間)

1. 練習日、時間については、本スクールが定めた年間スケジュールによる。
2. やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間などを変更または、中止することがある。その場合は、事前に通知する。

第7条

(事故の責任)

1. スクール生は、本スクールが指定するスポーツ障害保険に必ず加入するものとする。
2. スクール生は、本スクールが行い参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動において、盗難、傷害その他の事故が起こっても、本スクール及びスタッフに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

第8条

(個人情報の取り扱い)

本スクールは、法令を遵守し、活動風景を撮影した写真及び映像を本スクールのホームページ、その他プロモーションに使用する場合がある。

第9条

(細則)

本規約に定めない事項及び運営上必要な細則は、本スクールが別に定めることができる。

第10条

(発行)

本規約は、2021年4月1日より発行するものとする。